

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	廃止年月日
	名 称	所 在 地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
蓮池 勇武	フレアス在宅マッサージ広島東区施術所	広島市東区戸坂惣田一丁目6番20号	あん摩マッ サージ	令和8年3月16日
蓮池 勇武	フレアス在宅マッサージ広島東区施術所	広島市東区戸坂惣田一丁目6番20号	はり・きゅう	令和8年3月16日
片山 章	ニコニコ接骨院	広島市安佐北区亀崎一丁目2番4号 高陽タ ウンセンタービル3階	柔道整復	令和8年3月31日
片山 章	ニコニコ鍼灸院	広島市安佐北区亀崎一丁目2番4号 高陽タ ウンセンタービル3階	はり・きゅう	令和8年3月31日